

## 情報セキュリティ指針

弊社は、高度情報社会の進展に鑑み、業務等で預託された情報を始め事業活動に利用する情報資産を適正に運用・管理することを目的に、情報セキュリティ指針を定めます。

### 1. 指針の位置付けと適用範囲

この指針は、弊社の情報資産に対する情報セキュリティ対策の基本姿勢となるもので、弊社の事業活動に利用する情報資産と、これを利用する社員等の関係者に適用します。

### 2. 情報セキュリティ体制

弊社は、情報セキュリティ規程及び統括責任者を定めて、情報セキュリティ対策の運用体制を確立します。

### 3. 情報資産の運用・管理

弊社は、情報資産の保護及び適正な運用・管理を図るため、適切なセキュリティ対策を実施します。

### 4. 規程や法令等の遵守

弊社は、情報セキュリティに関する内部規程を定めて、その遵守を社員等の関係者に義務付けるとともに、関連法令等を守ります。

### 5. 情報セキュリティ教育

弊社は、従業員への必要な情報セキュリティの周知徹底、情報セキュリティ対策に対する意識の維持及び向上を図ります。

### 6. 事故予防と対応

弊社は、情報資産の運用・管理に関する事故の予防に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じます。

弊社は、この指針に基づく対策を実践するとともに継続的な見直しを通じて、皆様から信頼される企業を目指します。

平成 19 年 4 月 1 日（変更）  
株式会社 地域総合計画研究所  
代表取締役 森井緑朗